第三号中「のさく数」を「の柵数」に、「除して得たさく数」を「除して得た柵数」に、「ほたて貝養殖業又は特定かき養殖業」を「ほたて貝等養殖業、特定かき養殖業、うに養殖業又はほや養殖業」に、「及び別表第三十七号から第三十九号まで」を「並びに別表第四十号から第四十二号まで、第四十四号及び第四十五号」に改め、「同じ。）が」の下に「、当該共済契約者の営む当該共済契約に係る特定養殖業がくるまえび養殖業である場合には当該特定養殖業に供用する養殖池の共済責任期間中における最高の面数（当該共済契約者が法第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員である場合には、同号に規定する規約を定めている中小漁業者の営む当該共済契約に係る特定養殖業に供用する養殖池の共済責任期間中における最高の面数の合計数を当該中小漁業者の数で除して得た面数。別表第四十三号において同じ。）が」を加え、「掲げるさく数又は台数」を「掲げる柵数、台数又は面数」に、「当該さく数又は台数」を「当該柵数、台数又は面数」に、「ほたて貝養殖業及び特定かき養殖業」を「ほたて貝等養殖業、特定かき養殖業、くるまえび養殖業、うに養殖業及びほや養殖業」に、「乗じて得たさく数又は台数」を「乗じて得た柵数、台数又は面数」に改め、同号の表を次のように改める。

特定養殖業の種類	柵数、台数又は面数
のり等養殖業	六千五百柵
わかめ養殖業	五百台
こんぶ養殖業	五百台
真珠母貝養殖業	百台
ほたて貝等養殖業	四百五十台
特定かき養殖業	百六十台
くるまえび養殖業	九十七面
うに養殖業	百五十台
ほや養殖業	七百四十台

第二十五条第三項中「並びに第一項第三号に規定するさく数」を「、第一項第三号に規定する柵数並びに同号に規定する面数」に、「さくを」を「柵を」に、「さく数と」を「柵数、養殖池にあつては標準的な規模の養殖池を単位として算定した面数と」に改める。

別表第十三号中「小割り式二年魚ふぐ養殖業」を「小割り式ふぐ養殖業」に改め、同表第四十二号㈠中「及び第三十六号㈠」を「、第三十六号㈠、第三十七号㈠、第三十八号㈠及び第三十九号㈠」に改め、同号㈡中「及び第三十六号㈡」を「、第三十六号㈡、第三十七号㈡、第三十八号㈡及び第三十九号㈡」に改め、同号㈢中「及び第三十六号㈢」を「、第三十六号㈢、第三十七号㈢、第三十八号㈢及び第三十九号㈢」に改め、同号を同表第四十九号とし、同表第四十一号㈤中「第三十七号㈠」を「第四十号㈠」に改め、同号㈥中「第三十七号㈡、第三十八号㈠及び第三十九号㈠」を「第四十号㈡、第四十一号㈠、第四十二号㈠、第四十四号㈠及び第四十五号㈠」に改め、同号㈦中「第三十七号㈢、第三十八号㈡及び第三十九号㈡」を「第四十号㈢、第四十一号㈡、第四十二号㈡、第四十四号㈡及び第四十五号㈡」に改め、同号㈧中「第三十七号㈣、第三十八号㈢及び第三十九号㈢」を「第四十号㈣、第四十一号㈢、第四十二号㈢、第四十四号㈢及び第四十五号㈢」に改め、同号を同表第四十八号とし、同表第四十号㈤中「第三十七号㈡、第三十八号㈠及び第三十九号㈠」を「第四十号㈡、第四十一号㈠、第四十二号㈠、第四十四号㈠及び第四十五号㈠」に改め、同号㈦中「第三十七号㈢、第三十八号㈡及び第三十九号㈡」を「第四十号㈢、第四十一号㈡、第四十二号㈡、第四十四号㈡及び第四十五号㈡」に改め、同号㈧中「第三十七号㈣、第三十八号㈢及び第三十九号㈢」を「第四十号㈣、第四十一号㈢、第四十二号㈢、第四十四号㈢及び第四十五号㈢」に改め、同号を同表第四十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十七　くい打ち式養殖施設

㈠　第三号㈠に掲げる養殖業に供用するもの	百分の七十五	二分の一
㈡　第三号㈡に掲げる養殖業に供用するもの	百分の六十五	三分の一
㈢　第三号㈢に掲げる養殖業に供用するもの	百分の六十	四分の一
㈣　第四十二号㈠に掲げる特定養殖業に供用するもの	百分の七十五	四分の一
㈤　第四十二号㈡に掲げる特定養殖業に供用するもの	百分の六十五	六分の一
㈥　第四十二号㈢に掲げる特定養殖業に供用するもの	百分の六十	八分の一

別表中第三十九号を第四十二号とし、同号の次に次の三号を加える。

四十三　くるまえび養殖業

㈠　当該共済契約に係る特定養殖業に供用する養殖池の共済責任期間中における最高の面数が十六面未満のもの	百分の七十五	四分の一
㈡　当該共済契約に係る特定養殖業に供用する養殖池の共済責任期間中における最高の面数が十六面以上三十二面未満のもの	百分の六十五	六分の一
㈢　当該共済契約に係る特定養殖業に供用する養殖池の共済責任期間中における最高の面数が三十二面以上のもの	百分の六十	八分の一

四十四　うに養殖業

㈠　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が二十五台未満のもの	百分の七十五	四分の一
㈡　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が二十五台以上五十台未満のもの	百分の六十五	六分の一
㈢　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が五十台以上のもの	百分の六十	八分の一

四十五　ほや養殖業

㈠　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が百二十台未満のもの	百分の七十五	四分の一
㈡　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が百二十台以上二百五十台未満のもの	百分の六十五	六分の一
㈢　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が二百五十台以上のもの	百分の六十	八分の一

別表第三十八号中「ほたて貝養殖業」を「ほたて貝等養殖業」に改め、同号を同表第四十一号とし、同表中第三十七号を第四十号とし、第二十五号から第三十六号までを三号ずつ繰り下げ、第二十四号を第二十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七　小割り式三年魚しまあじ養殖業

㈠　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	二分の一
㈡　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	三分の一
㈢　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	四分の一